デイサービスセンター 鞆の浦・さくらホーム 運営規程
（指定地域密着型通所介護事業）

(事業の目的)
第 1 条 有限会社親和が運営するデイサービスセンター 鞆の浦・さくらホーム(以下「事業所」という)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「通所介護従業員」という)が、居宅において、要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)
第 2 条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の通所介護従業員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)
第 3 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名称：デイサービスセンター 鞆の浦・さくらホーム
(2) 所在地：福山市鞆町鞆 552 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)
第 4 条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
(1) 管理者 1 名(常勤)
管理者は、通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、通所介護サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
(2) 生活相談員 2 名以上（常勤換算）
生活相談員は、生活指導その他の通所介護サービスの提供に当たる。
(3) 介護職員 6 名以上(常勤換算)
介護職員は、介護その他の通所介護サービスの提供に当たる。

(4) 看護職員 1 名以上（常勤換算）
看護職員は、看護その他の通所介護サービスの提供にあたる。
(5) 機能訓練指導員 2 名以上（常勤換算）
機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の通所介護サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)
第 5 条 事業所の営業日、及び営業時間は、次のとおりとする。
(1) 営業日：月、火、水、木、金、土の各曜日。ただし、8 月 14 日から 8 月 16 日まで及び 12 月 31 日から翌 1 月 3 日までを休業日とする。
(2) 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
(3) サービス提供時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 40 分までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)
第 6 条 利用定員は、18 人(予防給付サービス定員を含む)とする。

(指定地域密着型通所介護の内容及び利用料等)
第 7 条 この事業所が行う通所介護の内容は、次のとおりとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割～3 割の額とする。
(1) 送迎
(2) 健康状態の確認
(3) 日常生活動作の機能訓練
(4) 食事の提供
(5) 入浴
(6) アクティビティ活動
2 第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートルあたり 20 円を徴収する。
3 食費は、700 円を徴収する。(おやつ代を含む)
4 オムツ代は、実費を徴収する。
5 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
6 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとし、支払いに同意する旨の書面に署名または、記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、福山市鞆町、田尻町、水呑町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)
第 9 条 通所介護従業員は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらえるように指示を行う。
サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。
(1) 気分が悪くなったときは、従業員に速やかに申し出る。
(2) 事業所の施設・設備については従業員の指示に従い適切に使用する。
(3) 他の利用者に迷惑をかけないようにする。
(4) 事業所の規則等を厳守する。
2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)
第 10 条 通所地域密着型介護従業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)
第 11 条 事業所は、防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年 2 回に避難・救出等訓練を行う。

(衛生管理等)※追記
第 11 条の 2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるものとする。
2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び定期的な訓練を実施する。

(業務継続計画の策定等)※追記
第 11 条の 3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)
第 12 条 事業所は、介護に直接従事する従業者（医療・福祉系資格を有する者等を除く）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。※追記
2 事業所は、通所介護従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
(1) 採用時研修：採用後 1 か月以内
(2) 継続研修：年 2 回
3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容含むものとする。
5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社親和と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(宿泊サービスについて)
第 13 条 本事業所は営業時間外に事業所の設備の一部を使用して、心身の状況、家族の疾病、冠婚葬祭等の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある利用者を対象に宿泊サービスを行う。
(1) 宿泊サービス利用定員は 2 名とする。
(2) 利用時間：17 時 30 分～翌朝 8 時 30 分
(3) 利用料：4,800 円(夕、朝食含む)

(虐待の防止のための措置に関する事項)
第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2) 虐待防止のための指針を整備する。
(3) 虐待を防止するための研修を定期的に実施する。
(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)※追記
第 14 条の 2 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(重要事項の掲示等)※追記
第 15 条 事業所は、見やすい場所に運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
2 事業所は、前項の重要事項をウェブサイト（自社ホームページ又は介護サービス情報公表システム等）に掲載・公表するものとする。

付則
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
平成 16 年 6 月 10 日改定
平成 16 年 10 月 20 日改定
平成 17 年 7 月 1 日改定
平成 17 年 10 月 1 日改定
平成 18 年 4 月 1 日改定
平成 18 年 11 月 1 日改定
平成 20 年 3 月 1 日改定
平成 20 年 8 月 1 日改定
平成 21 年 7 月 1 日改定
平成 21 年 10 月 1 日改定
平成 24 年 4 月 1 日改定
平成 25 年 8 月 1 日改定管理者

平成 26 年 4 月 1 日改定食費
平成 26 年 8 月 1 日改定営業日変更、第 13 条追加
平成 27 年 5 月 1 日改定 1 単位、定員 18 名
平成 29 年 11 月 1 日改定地域密着型、職員数変更
平成 30 年 8 月 1 日改定 介護報酬自己負担率変更
令和 5 年 7 月 1 日改定 第 9 条 2 と第 14 条追加、職員数の変更等
令和 8 年 9 月 1 日改定　下線部（職員数・食費変更、第 11 条の 2 、 3 、第 12 条、第 14 条の 2 、第 15 条の追記）